

CYNTEC COMPANY, LTD. v. CHILISIN ELECTRONICS CORP.事件、上訴番号 2022-1873 (CAFC、2023年10月16日)。Moore裁判官、Stoll裁判官、Cunningham裁判官による審理。カリフォルニア州北部地区地方裁判所(Hamilton裁判官)による判決を不服としての上訴。

背景:

Cyntec社は、成型「チョーク(choke)」(電気インダクターの一種)および成型チョークの製造方法に関するCyntec社の特許を侵害したとしてChilisin社を提訴した。正式事実審理(trial)中、Cyntec社は、損害賠償額の計算を裏付けるために、損害賠償専門家とされる人物の証言に依拠した。

Cyntec社の損害賠償専門家は、米国証券取引委員会(SEC)への提出書類、年次報告書、および被疑侵害製品を購入または取得した顧客に関するその他の第三者によるデータを使用することによって、米国に輸入されたChilisin社の被疑製品の売上高を推定した(「輸入計算(importation calculations)」。次に、専門家は、顧客の米国での収益を世界全体の収益で割ることにより、各顧客の「輸入率(importation rate)」を決定した。専門家は、損害賠償の対象となる侵害収益を推定するため、各顧客の輸入率にChilisin社の米国外での被疑収益を乗じた。

正式事実審理(trial)前に、Chilisin社は、専門家の計算は推測的であり信頼性が低いとして、Cyntec社の損害賠償専門家の証言を除外することを求めて地方裁判所に申し立てを提出した。同裁判所は、専門家の意見は「陪審員らが計算で行った仮説が有効かどうか判断できるほど十分に信頼できるデータソースに依拠している(rely on data sources that are sufficiently reliable that a jury can determine whether the assumptions made in his calculations were valid)」として申し立てを棄却した。

争点/判決:

損害賠償専門家の証言を除外することを求めたChilisin社の申し立てを地方裁判所が棄却したのは誤りであったか。然り、原判決は取り消しとなり、本件は差し戻しとなった。

審理内容:

CAFCは、Cyntec社のDaubert事件に基づいた申し立てに対する地方裁判所の判決を審理する手続き上の問題について、第9巡回裁判所の審理基準(standard of review)を適用した。第9巡回裁判所は地方裁判所の判決を審理し、裁量権の濫用があったかどうかを判断する; 地方裁判所の判決が誤りであり不利益をもたらす場合には、その判決を取り消すことになる。

CAFCは、損害賠償専門家の証言を除外することを求めたChilisin社の申し立てを地方裁判所が棄却することで裁量権を濫用したと判示した。専門家の計算にはいくつかの根拠のない仮説が含まれていた。たとえば、専門家は、顧客の年次報告書に報告された収益は成形チョークを備えた製品の売上を反映しており、米国に輸入されるすべての製品には侵害チョークが含まれていると思いこんでいた。顧客の製品に実際に被疑チョークが含まれているかどうかを確認するディスカバリーやテストは行われていなかった。

CAFCは、専門家の証言は信頼性が低く、推測的であり、地方裁判所はCyntec社の申し立てを棄却し、計算を証拠として認めたことで裁量権を濫用したと判断した。従って、CAFCは、証拠を除外するというCyntec社の申し立ての棄却を取り消した。陪審員の逸失利益裁定は専門家の欠陥のある「輸入計算(importation calculations)」に基づいていたため、CAFCは損害賠償裁定を取り消し、損害賠償やその他の問題を再評価するよう地方裁判所に差し戻した。